

## 追加議案一覧表

第30号議案	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部 改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について……………	1
第31号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に ついて……………	4
第32号議案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について……………	7
第33号議案	令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第17 号）……………	別冊

3 年市長提出第 3 0 号議案

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 3 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和 2 年瀬戸市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 2 条 本市は、 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)</u> 対策の推進を図るため、瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第 2 条 本市は、 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)</u> 対策の推進を図るため、瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(瀬戸市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市国民健康保険条例(昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の一部改正に伴い、瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例及び瀬戸市国民健康保険条例中所要の事項を整理するため必

要があるからである。

3年市長提出第31号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月3日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第23条 <省略> 第23条の2 職員が市長の承認を得て（市長が規則で定めるものに限る。）正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。 (再任用職員についての適用除外) 第23条の3 <省略> 附 則 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例)	(給与の減額) 第23条 <省略> (再任用職員についての適用除外) 第23条の2 <省略> 附 則 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例)

<p>19 別表第3感染症防疫手当の項に規定するもののほか、職員が、市長が定める場所において、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した場合は、<u>感染症防疫手当を支給する。</u>この場合において、別表第3感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</p>	<p>19 別表第3感染症防疫手当の項に規定するもののほか、職員が、市長が定める場所において、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した場合は、<u>感染症防疫手当を支給する。</u>この場合において、別表第3感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第19項の改正規定は、公布の日から施行する。

（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正）

- 2 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第4条の4 短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第4条の4 短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

<省略>			<省略>		
<u>第23条の3</u>	<省略>	<省略>	<u>第23条の2</u>	<省略>	<省略>

(理 由)

この案を提出するのは、職員が市長の承認を得て正規の勤務時間中に勤務しないときに給与を減額することを規定するに当たり、及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、瀬戸市職員の給与に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第32号議案

瀬戸市介護保険条例の一部改正について

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年3月3日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>28,739円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>39,596円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>47,898円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>56,201円</u>	(保険料率) 第3条 <u>平成30年度から令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>30,386円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>41,865円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>50,643円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>59,422円</u>

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 63,864円

(6) 次のいずれかに該当する者 年額 70,251円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 79,830円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 89,410円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 98,990円

ア及びイ <省略>

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 11

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 67,524円

(6) 次のいずれかに該当する者 年額 74,277円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 84,405円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 94,534円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 104,663円

ア及びイ <省略>

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 11

<p><u>1, 762円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>124, 535円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>137, 308円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>150, 081円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額<u>15, 966円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>15, 966円</u>」とあるのは、「<u>23, 630円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>15, 966円</u>」とあるのは、「<u>44, 705円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第8条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の</u></p>	<p><u>8, 167円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>131, 672円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>145, 177円</u></p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>158, 682円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額<u>16, 881円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16, 881円</u>」とあるのは、「<u>24, 984円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16, 881円</u>」とあるのは、「<u>47, 267円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第8条 &lt;省略&gt;</p>
---	--

算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計

所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条の規定は、令和3

年度分の保険料から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、第８期瀬戸市介護保険事業計画の策定に伴う保険料率の改正及び介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）の一部改正に伴い、瀬戸市介護保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。